

【問い合わせ先】

海上保安庁

警備救難部救難課

課長補佐 田中（乗船中の事故、海浜事故関係）

TEL 03-3591-6361（内線 5901） 03-3581-2828（夜間直通）

交通部企画課企画調査室

主任企画調査官 丹羽（船舶事故関係）

TEL 03-3591-6361（内線 6202） 03-3591-5650（夜間直通）



平成 25 年 3 月 28 日
海上保安庁

海難の現況と対策について（平成 24 年版）

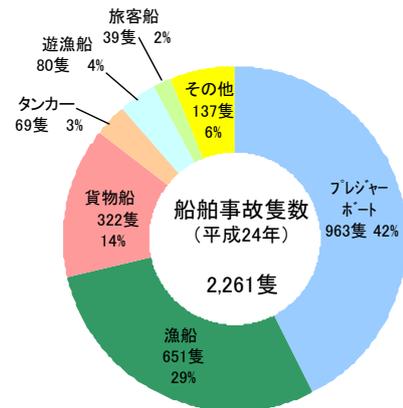
1 海難の現況

- (1) 船舶事故隻数は 2,261 隻（前年 2,533 隻）で 272 隻減少し、過去 10 年で最少

内訳としてプレジャー、漁船等の小型船の事故が大多数の 7 割以上を占めています。

なお、船舶事故に伴う死者・行方不明者は 78 人（前年 108 人）であり、その多くがプレジャーボート、漁船の事故によるものでした。

【船舶種類別（平成 24 年）】

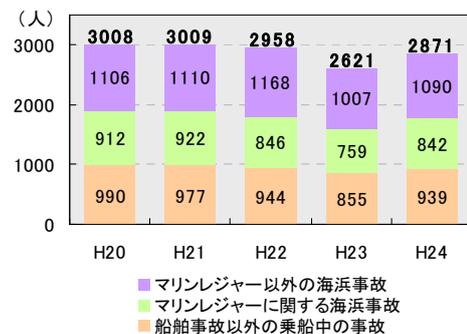


- (2) 船舶事故以外の乗船中の事故及び海浜事故者数は 2,871 人（前年 2,621 人）で 250 人増加

マリンレジャーに関する海浜事故をはじめ、乗船中の事故及びマリンレジャー以外の事故が増加しました。

なお、船舶事故以外の乗船中の事故及び海浜事故による死者・行方不明者は 1,299 人（前年 1,128 人）でした。

【船舶事故以外の乗船中の事故及び海浜事故者数】



2 海難防止対策等

(1) プレジャーボート、漁船の事故防止対策

- ・ 小型船に対する情報提供の強化

気象警報等の緊急情報を電子メールで提供するサービスを、平成 25 年度から全国で開始します。

- ・ 小型船舶海難防止対策

小型船舶操縦者の安全意識の向上・啓発を図るため小型船舶操縦者免許更新講習時、訪船指導実施時等の機会に、遵守事項の周知等を行っていきます。

(2) マリンレジャー事故防止対策

海水浴場等の巡回、若年齢層に対する安全講習会等において、離岸流や引き潮等の海に潜む危険に関する知識や救助方法等についての指導を行っていきます。

また、釣り場や釣具店等を巡回し、気象海象の早期把握や複数名行動等について周知啓発活動を行っていきます。



【児童に対する安全講習会】

(3) 救命率向上策

漁船における海中転落者や釣り中の海中転落者のライフジャケット着用率が低い状況にあることから、ライフジャケット着用の啓発活動等を行っていきます。

また、海難情報の早期入手のため、「緊急通報 118 番の有効活用」「防水パック入り携帯電話等連絡手段の確保」に関する周知活動等を実施していきます。

(4) 不断の安全対策

関係機関、海事関係者等と連携して海難防止思想の普及を図るとともに、海上交通センターの運用管制官による情報提供や勧告等の充実強化、AIS を活用した港内での効率的な交通整理手法の導入等、海上交通環境の変化を踏まえた安全対策を引き続き実施してきます。



【運用管制官による情報提供】

※海上交通センター：東京湾等、船舶交通がふくそうする海域7ヵ所に設置され、船舶交通の安全に必要な情報提供や勧告、大型船舶の航路入航間隔の調整を行っています。

これらについて、政策目標の達成状況、海難発生状況の分析、海難防止対策等への取り組み状況も盛り込み、かつ、グラフ・写真等を配して、「海難の現況と対策について」として作成しましたので、お知らせします。

海難の現況と対策について～大切な命を守るために～

(平成 24 年版)

<<概要版>>

はじめに (平成 24 年のトピックス)

1 船舶事故隻数 過去 10 年で最少

平成 24 年に海上保安庁が認知した船舶事故隻数は 2,261 隻 (前年比 272 隻減) で、過去 10 年間で最少となっています。

異常気象下の船舶事故が少なかったことも大きな要因ですが、港則法及び海上交通安全法の一部改正により海上交通センターによる情報提供や勧告等の充実強化など、海上交通に係る環境の変化を踏まえた施策の効果が現れたことも要因のひとつと考えられます。

2 船舶事故に伴う死者・行方不明者も過去 10 年で最少

船舶事故に伴う死者・行方不明者数は 78 人 (前年比 30 人減) で、過去 10 年間で最少となっています。

特にプレジャーボート事故及び貨物船事故による死者・行方不明者数が大幅に減少しています。

3 重大な海難

社会的反響の大きかった、いわゆる「重大な海難」は次のようなものが発生しています。

(1) 船舶事故

- イ 新潟港東区 コンテナ船「KOTA DUTA」×貨物船「TANYA KARPINSKAYA」衝突・沈没
- ロ 宮城県沖 漁船「堀栄丸」×貨物船「NIKKEI TIGER」衝突・沈没

(2) 海浜事故

- イ 山口県防府市 海水浴場における高校生 2 名の遊泳者の溺水事故
- ロ 神奈川県三浦市 磯遊び中の親子 3 名の海中転落事故

第 1 章 海上保安庁の政策目標

1 我が国周辺海域で発生する船舶事故隻数の減少

平成 24 年の我が国周辺海域で発生する船舶事故隻数 (本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。) は 2,234 隻で、目標である 2,220 隻を 14 隻上回っています。

2 ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模な船舶事故の防止

ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模な船舶事故の発生はゼロで目標を達成することができました。

3 要救助海難に対する救助率の維持確保

平成 24 年の要救助海難に対する全体の救助率は 96% となっており、目標 (平成 27 年までに 95% 以上) を達成することができましたが、20 トン未満の船舶からの海中転落の救助率は 34% となっており、目標 (平成 27 年までに 35% 以上) の達成には至りませんでした。

4 自己救命策確保に関する啓発活動の強化

平成 24 年のライフジャケット着用率※は 50%となっており、目標（平成 23 年から 27 年までの 5 年間の平均で 50%以上）を達成することができました。

また、海難発生後 2 時間以内での海上保安庁関知率は 78%となっており、目標（平成 27 年までに 85%以上）の達成には至りませんでした。

※ライフジャケット着用率：船舶事故に伴う海中転落者及び乗船者の海中転落者のうち、ライフジャケットを着用していた人の割合

第 2 章 海難の現状

1 最近の海上交通の動向・環境の変化

ふくそう海域における 1 日あたりの船舶通航量は、20 年前の約 5 割となっており、漁船登録隻数及びプレジャーボートの保有隻数も減少しています。

2 海難の発生状況と傾向

(1) 船舶事故

平成 24 年に海上保安庁が認知した船舶事故隻数は 2,261 隻でした。

船舶種類は、プレジャーボート 963 隻、事故種類は、衝突 601 隻が最多となります。

過去 5 年間の船舶事故の 94%が陸岸から 12 海里未満で発生しています。一方、過去 5 年間の死者・行方不明者の 46%は 12 海里以遠で発生しています。

事故種別では、衝突事故が最も多く、漁船、貨物船、プレジャーボートで全体の 78%を占めています。

原因は、漁船及びプレジャーボートについては見張り不十分が多く、この半数は、操業中等の作業中に発生しています。貨物船は、操船不適切によるものが増えてきます。

プレジャーボートの事故では、機関取扱不良による機関故障や燃料欠乏、バッテリー過放電などの運航阻害が目立っており、その半数は発航前点検を実施していませんでした。

プレジャーボートの事故の操船者の年代別発生数は 60 歳代の増加が目立っており、衝突及び乗揚事故は他の事故種別に比べ 60 歳以上の操船者が占める割合が高くなっています。

漁船の事故の操船者の年代別発生数は、70 歳代の増加が目立っています。

貨物船の事故のうち、スクラップ積載船舶の火災が 11 隻で過去 10 年で最多となっています。

外国船舶の事故は 238 隻で、全体の 11%を占めています。

船舶事故に伴う死者・行方不明者数は 78 人（前年比 30 人減）でした。

また、死者・行方不明者を伴う船舶事故隻数は 46 隻（前年比 14 隻減）でした。

(2) 船舶事故以外の乗船中の事故及び海浜事故

平成 24 年に海上保安庁が認知した船舶事故以外の乗船中の事故及び海浜事故者数は 2,871 人（前年比 250 人増）でした。このうち死者・行方不明者数は 1,299 人（前年比 171 人増）でした。

船舶事故以外の乗船中の事故者数は 939 人（前年比 84 人増）で、このうち死者・行方不明者数は 259 人（31 人増）でした。

死者・行方不明者を事故内容別にみると、海中転落が 112 人と最も多くなっています。このうち船舶種類別では漁船が約 6 割を占め、漁船からの海中転落者のライフジャケット着用率は 14%と非常に低くなっています。

マリレジャーに関する海浜事故者数は、842 人（前年比 83 人増）で、このうち死者・行方不明者数は 272 人（前年比 38 人増）でした。

事故者を活動内容別にみると、遊泳中が 299 人、釣り中が 278 人で全体の約 7 割を占めています。遊泳中の事故では、10 歳代以下の若年層の事故が三分の一以上を占めています。また、釣り中の事故では、海中転落事故が最も多く約 7 割を占めますが、このうちライフジャケットを着用していたのは 26%で低い状況です。

マリレジャー以外の海浜事故者数は、1090 人（前年比 83 人増）で、このうち死者・行方不明者数は 768 人（前年比 102 人増）でした。事故内容別にみると、自殺が最も多く全体の約 6 割を占めています。

(3) 海事関係法令違反の取締り状況

海事関係法令違反の送致件数は 3,152 件で、船舶安全法違反が 1,497 件、船舶職員及び小型船舶操縦者法違反は 462 件、海上交通の安全に直接的に影響を及ぼす航路航行義務違反等の海上交通安全法違反は 51 件、危険物積載指定場所違反等の港則法（除第 24 条）違反は 185 件となっています。

第 3 章 海難防止対策

1 小型船に対する情報提供の強化

電子メールを活用した情報提供サービスを、第三～七管区海上保安本部で運用しており、平成 25 年度からは、全ての管区本部で運用する予定です。

2 関係省庁海難防止連絡会議

平成 23 年から、重点対象事項を「プレジャーボート、漁船、遊漁船及び総トン数 500 トン未満の貨物船、タンカー、旅客船（日本船舶に限る。）の安全対策の推進」と定め、海難防止対策の推進に係る施策の連携を強化しています。

3 小型船舶海難防止対策

安全啓発用リーフレットをマリーナ、漁業協同組合等の海事関係団体へ配布したほか、小型船舶操縦者免許更新講習機関等の協力を受け、海難防止講習会及び訪船指導実施時に、小型船舶操縦者に対してリーフレット配布とともに遵守事項の周知を行いました。

4 全国海難防止強調運動

海の月間の時期にあわせて毎年 7 月 16 日から 31 日までの間、「海難ゼロへの願い」を

スローガンに関係行政機関と海事関係団体等民間の関係者が一体となって、海難防止思想の普及、高揚を図ることを目的とした「全国海難防止強調運動」を実施しており、平成 24 年度は「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」「小型船（漁船、遊漁船、プレジャーボート）の安全対策の徹底」を重点事項とし、官民一体となった運動を展開しました。

5 高年齢層への海難防止対策

高年齢層の小型船舶操縦者が安心して海に出られるよう、海難防止講習会及び訪船指導実施時等の機会を捉え、慣れた海でも油断しない、体調が悪いときには海に出ないことといった海難傾向を踏まえた対策を周知啓発し、安全運航をサポートしています。

6 スクラップ積載船舶火災防止対策

環境省等関係省庁に呼びかけて対策会議を開催し対応策を検討したほか、港湾荷役団体に対し火災の未然防止、荷役時における発火源となる異物の除去などの防火・消防対策の徹底を依頼し、海上保安官によるスクラップ積載船舶、輸出代理店、スクラップ業者等に対する巡回指導を実施しました。

7 マリンレジャー事故防止対策

(1) 遊泳中の事故防止

海水浴場等の巡回、若年齢層に対する安全講習会等において、離岸流や引き潮等の海に潜む危険に関する知識や救助方法等についての指導を行っていきます。

(2) 釣り中の海中転落事故防止

釣り場や釣具店等を巡回し、自己救命策の確保に加え気象海象の早期把握や複数名行動等について周知啓発活動を行っていきます。

(3) スキューバダイビング中の事故防止対策

ダイビングショップ等の巡回や安全対策協議会が実施する安全講習会等において、ダイビング中の安全管理や事前の体調確認等について指導を行っていきます。

(4) 関係機関等と連携した事故防止対策の促進

港湾・海水浴場等の管理者である地方公共団体等に対し、離岸流・海中転落等の危険性を周知する看板、救命設備等の設置等の安全対策を講じるよう働きかけるとともに、地域関係者による安全対策会議の開催や関係機関等との合同パトロールについても働きかけていきます。

第4章 海難発生時の救命率向上策

1 救助状況

(1) 船舶事故の救助状況

平成 24 年の要救助船舶は 1,804 隻でした。自力入港した船舶を除いた 1,589 隻のうち 1,372 隻が救助されました。

海上保安庁は船舶事故に対し、巡視船艇延べ 2,342 隻、航空機延べ 618 機等を出動させ、1,546 隻に対して救助活動を行いました。

(2) 船舶事故以外の乗船中の事故及び海浜事故の救助状況

平成 24 年の船舶事故以外の乗船中の事故及び海浜事故者 2,871 人の中で、自殺 625 人及び自力救助 570 人を除いた 1,676 人のうち 880 人が救助されました。

海上保安庁は、これらの事故に対し、巡視船艇延べ 1,722 隻、航空機延べ 736 機等を出動させました。海上保安庁が救助した事故者以外の事故者についても、巡視船艇・航空機による捜索、救助手配等を行っており、直接救助した事故者と合わせると 1,414 人に対して救助活動を行いました。

2 救助・救急活動の充実・強化

(1) 救助・救急体制の充実・強化

特殊救難隊や機動救難士、潜水士・救急救命士といった専門的な知識・技能を有する救助活動のスペシャリストの配置・養成に努めていきます。

(2) 関係機関との連携・協力体制の充実・強化

警察・消防等の救助機関や民間救助組織との合同海難救助訓練や合同海浜パトロールを実施するなどにより、連携・協力体制の充実に努めていきます。

3 海中転落者のライフジャケット着用率の向上

(1) 漁業者を対象としたライフジャケット着用率の向上

漁船からの海中転落者のライフジャケット着用率は 20%と低い状況にあることから、着用率の向上に向け地方自治体等関係機関等と連携し、水産関係団体等を実施主体とした自発的なライフジャケット着用推進活動の支援を行っていきます。

(2) 釣り人を対象としたライフジャケット着用率の向上

釣り人のライフジャケット着用率は 26%と低い状況が続いており、特に、防波堤及び岸壁での着用率が低いことから、引き続き、釣り中におけるライフジャケットの常時着用等の啓発活動を推進していきます。

4 海難情報の早期入手

海中転落者の海上における生存時間や当庁が救助に要する時間等を勘案し、生存状態で救助するために、海難発生から当庁が情報を入手するまでの所要時間を 2 時間以内にすることを目標としていることから、広く一般に「緊急通報用電話 118 番の有効性」「防水パック入り携帯電話等連絡手段の確保」に関する周知活動等を実施していきます。

また、漁業関係者に対する連絡手段の確保や、釣り人に対しては、迅速な通報を可能とするための複数人による行動等について周知活動を実施していきます。